

(第1号様式)

令和 年 月 日

笛吹川フルーツ公園ボランティア（新規登録・更新登録）申請書

※（ ）内にいずれかに○印

笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ

支配人 殿

笛吹川フルーツ公園ボランティア制度実施要綱を理解し、ボランティア登録を申請します。

申請日	令和 年 月 日
氏名 (団体名)	フリガナ
代表者名 ※団体のみ	
住所 ※団体は事務所または代表者宅の所在地	〒 ー
連絡先	(電話番号)
	(メールアドレス)
	(FAX)
活動種類 ※複数選択可	活動内容にレ点をご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 清掃及び除草等美化に関する活動
	<input type="checkbox"/> 樹木及び花壇の管理等の自然保全及び緑の普及に関する活動
	<input type="checkbox"/> イベント開催に関する活動
	<input type="checkbox"/> その他
登録期間	
活動予定人数 ※団体のみ	

笛吹川フルーツ公園ボランティア募集

笛吹川フルーツ公園では、公園の管理・運営に関する活動に参加するボランティアを募集しています。活動内容、応募方法は次のとおりです。多くの方々の応募をお待ちしています。

1 応募方法・期間

所定の登録申請書（HP に掲載の様式をダウンロード、または、管理事務所に問い合わせ）に必要な事項を記入のうえ、メール、FAX で応募をお願いします。応募は随時受け付けます。

2 応募条件

「笛吹川フルーツ公園ボランティア制度実施要綱」に同意する高校生以上（団体）で笛吹川フルーツ公園の管理・運営に興味のある方

3 登録方法

申請書の受理後に連絡する日時に面接を行い正式な登録となります。

4 活動内容

- (1) 公園内の清掃及び除草等美化に関する活動
- (2) 公園内の果樹・庭木などの樹木及び花壇の管理及び緑の普及に関する活動
- (3) イベント開催に関する活動
- (4) その支配人が認める活動

5 活動手順

登録者の皆さんにメール、または電話により、その都度、活動内容、日時、集合場所等について連絡します。

6 保 険

活動中の傷害事故や賠償責任事故は、レクリエーション傷害保険の対象となります。

7 連絡・問い合わせ先

〒405-0043 山梨市江曾原1488 笛吹川フルーツ公園マネジメントグループ

TEL 0553-23-4101（電話問い合わせ 9:00～16:00）

FAX 0553-23-4103

メールアドレス： info@fuefukigawafp.co.jp

8 その他

ボランティア登録者には、当公園のイベント情報などをメール配信します。

笛吹川フルーツ公園ボランティア制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、笛吹川フルーツ公園マネジメントグループが管理・運営する笛吹川フルーツ公園（以下「公園」という。）におけるボランティア活動（以下「活動」という。）について、必要な制度及び事項を定め、公園管理・運営において県内外を問わず多くの方々（団体）の参加・協働を推進し、公園利用の向上と社会コミュニティの活性化を目的とする。

(活動の種類)

第 2 条 この要綱における活動の内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 公園内の清掃及び除草等美化に関する活動
- (2) 公園内の果樹・庭木などの樹木及び花壇の管理及び緑の普及に関する活動
- (3) イベント開催に関する活動
- (4) その他、支配人が認める活動

(登録・登録期間)

第 3 条 ボランティアの登録を希望する方は、笛吹川フルーツ公園ボランティア登録申請書（第 1 号様式）を提出する。

2 登録期間は登録月の翌年度の 3 月末までとする。なお、更新は 3 月中に申請（第 1 号様式）する。

(登録変更・登録辞退)

第 4 条 登録者が登録内容を変更する場合は、笛吹川フルーツ公園ボランティア登録内容変更届（第 2 号様式）を提出する。

2 登録者が何らかの理由によりボランティアを辞退する場合は、笛吹川フルーツ公園ボランティア辞退届（第 3 号様式）を提出する。

(登録の抹消)

第 5 条 支配人は、ボランティア活動において、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認めるときは登録を抹消する。

- (1) 公園内でのボランティア活動を目的としない行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 支配人の指示または注意に従わず、改善が見込まれないとき。
- (4) 所在が不明となり、連絡不能な状態が6ヵ月以上経過したとき。

2 支配人は、前項各号により登録を抹消したときは、速やかにボランティア登録抹消通知（別記第4号様式）を送付する。ただし、前項第4号によるときは送付しない。

(活動に対する報酬)

第 6 条 この要綱に定める活動は無報酬とする。

(保険)

第 7 条 要綱による活動中の傷害事故は、レクリエーション傷害保険の対象となる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めのない事項については支配人が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年年8月1日から施行する。